

二頂、公務死亡者ニ對シテハ日給三百五十日分給付スルコト、

三頂、自己都合ニ依リ退職ニ場合、

- (一) 年給満十年ニ達シテ退職後退職スルモノニ對シテ勤続満十年以上者ハ一頂、半額、
- (二) 年給満十年ニ達シテ退職後退職スルモノニ對シテ勤続満十年以上者ハ一頂、半額、
- (三) 前記ニ對シテ理由上認め得ズルモノニ對シテ勤続満十年以上者ハ一頂、三分の一、

取

(二) 第一頂ニ係ル場合ハ初年度旅費トシテ他身者ハ支給同、妻帯者ハ五十日支給スルコト、

第四

- (一) 請員工賃ハ一級ニ三割増坊額ノコト、
- (二) 常備員給ハ八時ヲ滿十八才以上男工一四八才以下、十八才以下男工一四、十八才以下女工七十才以下、勤続六ヶ月以上ハ六ヶ月ヲ坊スルニ至ルハ坊額スルモノトス、
- (三) 但シ常備者ニ對シテハ從前ノ通リ手當ヲ支給スルコト、
- (四) 常備員退業者ニ對シテハ別ニ日給ノ二割ヲ給スルコト、

第三

二頂、勤務中、災害、病休、傷、死亡シタルトキハ日給(半額)三百六十五日分ヲ法規上ノ規定ニ給付ス。

三頂、(一) 元三ニ對スル回答ノ半額及獨立年功賞與ヲ支給ス。

- (二) 令止ガ給與スベキモノト認めタル場合ハ任意ノ額ヲ支給ス。
- (三) 支給セズ、

(二) 令止ガ給與スベキモノト認めタル場合ハ相当ノ金額ヲ支給ス。

第四

目下ノ状況ニ依リテハ遺族ノ増加スルヲ得ズトシテ本年中ハ減額セズ。

一、三月三十一日現在